

小豆島町地域防災計画

(津波対策編)

令和 3 年 6 月

小豆島町防災会議

目 次

第1章 総 則	1
第1節 総 則	1
第2節 防災関係機関などの責務と処理すべき事務又は業務の大綱	2
第3節 被害想定	13
第4節 地震・津波防災対策の推進	13
第5節 南海トラフ地震の特徴及び対応方針	13
第6節 南海トラフ地震臨時情報発表時の防災対応	13
第7節 津波防災地域づくりの推進に関する対応方針	14
第2章 災害予防計画	1
第1節 都市防災対策計画	1
第2節 建築物等災害予防計画	1
第3節 地盤災害等予防計画	1
第4節 津波災害予防計画	2
第5節 火災予防計画	2
第6節 危険物等災害予防計画	3
第7節 公共施設等災害予防計画	3
第8節 ライフライン等災害予防計画	3
第9節 防災施設等整備計画	3
第10節 防災業務体制整備計画	3
第11節 保健医療救護体制整備計画	3
第12節 緊急輸送体制整備計画	4
第13節 避難体制整備計画	4
第14節 食料、飲料水及び生活物資確保計画	4
第15節 文教災害予防計画	4
第16節 ボランティア活動環境整備計画	4
第17節 要配慮者対策計画	4
第18節 防災訓練実施計画	5
第19節 防災知識等普及計画	5
第20節 自主防災組織育成計画	5
第21節 被災動物の救護体制整備計画	5
第22節 帰宅困難者対策計画	5
第23節 業務継続計画（BCP）・業務継続マネジメント（BCM）	5
第3章 災害応急対策計画	1
第1節 活動体制計画	1
第2節 広域的応援計画・広域避難受入計画	9
第3節 自衛隊災害派遣要請計画	9
第4節 津波情報等伝達計画	10
第5節 災害情報収集伝達計画	19
第6節 通信運用計画	19

第7節	広報活動計画	19
第8節	災害救助法適用計画	19
第9節	救急救助計画	19
第10節	医療救護計画	19
第11節	消防活動計画	20
第12節	緊急輸送計画	20
第13節	交通確保計画	20
第14節	避難計画	21
第15節	食料供給計画	25
第16節	給水計画	25
第17節	生活必需品等供給計画	26
第18節	防疫及び保健衛生計画	26
第19節	廃棄物処理計画	26
第20節	遺体の搜索、処置及び埋葬計画	26
第21節	住宅応急確保計画	26
第22節	社会秩序の維持計画	26
第23節	文教対策計画	27
第24節	公共施設等応急復旧計画	27
第25節	ライフライン等応急復旧計画	27
第26節	農林水産関係応急対策計画	27
第27節	二次災害防止対策計画	27
第28節	危険物等災害対策計画	27
第29節	ボランティア受入計画	28
第30節	要配慮者応急対策計画	28
第31節	被災動物の救護活動計画	28
第32節	水防活動計画	29
第4章	災害復旧計画	1
第1節	復旧復興基本計画	1
第2節	公共施設等災害復旧計画	1
第3節	被災者等生活再建支援計画	1
第4節	義援金等受入配分計画	1

[注 記]

この計画において、つぎの各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによるものとする。

用 語	意 義
住 民	町の地域に住所を有する者、他市町村から町の地域に通学・通勤する者及び災害時に町の地域に滞在する者等も含める。
要 配 慮 者	災害が発生した場合、情報把握、避難、生活の確保等の防災活動を、迅速かつ的確に行いにくい立場に置かれることの多い高齢者、障がい者、難病患者、妊産婦、乳幼児、外国人等をいう。
町	小豆島町の課等、行政委員会、一部事務組合、消防機関（消防本部、消防署、消防団）を含める。
防 災 関 係 機 関	国、県、他市町、指定公共機関、指定地方公共機関及び小豆島町の区域内の公共的団体・防災上重要な施設の管理者などをいう。
指定地方行政機関	指定行政機関の地方支分部局（内閣府設置法第43条及び第57条（宮内庁法第18条第1項において準用する場合を含む。）並びに宮内庁法第17条第1項並びに国家行政組織法第9条の地方支分部局をいう。）その他の国の地方行政機関で、内閣総理大臣が指定するものをいう。（災害対策基本法第2条第4項）
指 定 公 共 機 関	独立行政法人（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人をいう。）、日本郵便株式会社、日本銀行、日本赤十字社、日本放送協会その他の公共的機関及び電気、ガス、輸送、通信その他の公益的事業を営む法人で、内閣総理大臣が指定するものをいう。（災害対策基本法第2条第5項）
指定地方公共機関	地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。）及び港湾法（昭和25年法律第218号）第4条第1項の港湾局、土地改良法（昭和24年法律第195号）第5条第1項の土地改良区その他の公共的施設の管理者並びに都道府県の地域において電気、ガス、輸送、通信その他の公益的事業を営む法人で、当該都道府県の知事が指定するものをいう。（災害対策基本法第2条第6項）
公 共 的 団 体	小豆島町の区域内の関係機関、団体等として本計画では商工会、農協、漁協等の経済団体、医師会、歯科医師会、女性団体等の文化・福祉団体等の団体をいう。
防 災 上 重 要 な 施 設 の 管 理 者	小豆島町内の民間病院、学校、保健・福祉関係の施設管理者のほか、工場、事業所等の管理者をいう。
ラ イ フ ラ イ ン	上水道、電力、電気通信の事業をいう。

第 1 章 総 則

第1節 総 則

この計画は、住民生活に重大な影響を及ぼすおそれのある自然災害及び事故災害に係る災害予防、災害応急対策及び災害復旧に関し、町及び町の区域内の公共的団体その他防災上必要な施設の管理者及び住民等が処理すべき事務又は業務の大綱等を定め、防災対策の総合的かつ計画的な推進を図り、町の地域並びに住民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的とする。

1 計画の構成

災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づき、小豆島町防災会議が策定する小豆島町地域防災計画は、この計画「津波対策編」のほか「一般対策編」、「地震対策編」、「水防計画編」及び「資料編」の5編で構成する。

2 計画の修正

この計画は、災害対策基本法第42条の規定に基づき、毎年検討を加え、必要があると認めるときは、これを修正するものとする。

3 計画の習熟等

この計画は、災害対策の基本的事項を定めるものであり、町及び防災関係機関は平素から研究、訓練などの方法により習熟に努めるとともに、より具体的な計画等を定め災害対策の推進体制を整えるものとする。

4 住民運動の展開（住民すべてによる防災対策の推進）

災害の軽減には、自らの身の安全は自らで守る「自助」、自らの地域はみんなで助け合って守る「共助」、及び行政が支える「公助」の理念に基づき、それぞれの連携及び協働により防災対策を実践することが重要である。特に、いつでもどこでも起こりうる災害による人的被害、経済的被害を軽減する減災のための備えをより一層充実する必要がある、その実践を促進する住民運動を展開するものとする。

第2節 防災関係機関などの責務と処理すべき事務又は業務の大綱

1 防災関係機関及び住民の責務

(1) 町

町は、防災の第一次的責任を有する基礎的地方公共団体として、町域並びに地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、防災関係機関及び他の地方公共団体等の協力を得て防災活動を実施し、災害に的確かつ迅速に対応することができる地域づくりに努める。

(2) 県

県は、市町を包括する広域的な地方公共団体として、県の地域並びに県民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、防災関係機関及び他の地方公共団体等の協力を得て防災活動を実施するとともに、町及び指定地方公共機関等が処理する防災に関する事務又は業務の実施を助け、かつ、活動の総合調整を行い、町及び関係機関と連携し、災害に強い県土づくり及びネットワークづくりに努める。

(3) 香川県広域水道企業団

香川県広域水道企業団は、直島町を除く県内全域に対して水道水を供給する水道事業者であり、危機に際し、住民の日常生活に直結してその健康を守るために欠くことのできない水道水を供給する事業者として、住民の生命・健康を守るとともに、社会・経済活動を維持するため、県、関係市町、関係機関等と相互に協力・連携し、災害時においても速やかに水道水を安定して給水できるよう努める。

(4) 指定地方行政機関

指定地方行政機関は、町域並びに住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、指定行政機関及び他の指定地方行政機関と相互に協力して防災活動を実施するとともに、町の防災活動が円滑に行われるよう勧告、指導、助言等を行う。

(5) 指定公共機関及び指定地方公共機関

指定公共機関及び指定地方公共機関は、その業務の公共性又は公益性に鑑み、自ら防災活動を実施するとともに、町の防災活動が円滑に行われるよう協力する。

(6) 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

公共的団体及び防災上重要な施設の管理者は、平素から災害予防体制の整備を図るとともに、災害時には災害応急措置を実施する。また、町及び防災関係機関の防災活動に協力する。

(7) 住民

災害対策基本法により、防災関係機関のみならず住民は、自ら災害に備えるための手段を講ずるとともに、自発的な防災活動に参加する等防災に寄与するように努めなければならないこととされている。

住民は、「自らの生命は自ら守る、自ら危険を察知して適切な行動をとる」（自助）、「自分たちの地域は自分たちで守る」（共助）という考えに立ち、災害を未然に防止し、災害による被害を最小限に食い止めるため、日頃から自らの地域について知り、防災に関する知識を身につけ、備えや訓練などの防災活動に努めるとともに、災害発生時にあつては、自己の安全を確保し、相互に協力して応急対策活動に努めるものとする。

具体的には、次のような行動を期待するものである。

① 日頃の備え

- ア 気象、災害等の基礎知識を身につけておく。
- イ 家族でする防災
 - ・家の中や周辺地域の中で危険なところを確認しておく。(家屋、家具等の安全対策もしておく)
 - ・避難場所や安全な避難ルートを確認しておく。
 - ・災害が起こったときの連絡方法や集合場所を確かめておく。
 - ・家族一人一人の役割を話し合っておく。
 - ・3日分の食料や水、非常持ち出し品を準備しておく。(ラジオも携帯する)
- ウ 地域でする防災
 - ・自主防災組織や消防団に参加する。
 - ・防災訓練や研修会に参加する。

② 災害時の備え

- ア 家族でする防災
 - ・町やテレビ、ラジオ等からの情報に注意する。
 - ・災害に備えて、家の中での準備や家の外の安全対策をする。
 - ・危険な場所に近づかない。
 - ・危険が迫ってきたら、町長の発出する避難勧告等により、又は自主的に避難する。
 - ・定められた場所に避難する。(切迫しているときは、緊急的な避難行動をとる)
- イ 地域でする防災
 - ・初期消火や、情報の収集・伝達、負傷者等の救出・救援や避難の誘導をする。(特に要配慮者に配慮する)
 - ・異常があれば、すぐ関係機関に通報する。

2 防災関係機関及び住民等の処理すべき事務又は業務の大綱

本町の地域に係る地震防災に関し、町、県、本町の区域内を管轄する指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び公共的団体その他防災上重要な施設の管理者及び住民等の処理すべき事務又は業務の大綱は、以下のとおりである。

(1) 町及び小豆地区消防本部

機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱
小 豆 島 町	(1) 町地域防災計画の作成及び町防災会議に関する事務 (2) 防災に関する組織の整備 (3) 防災訓練の実施 (4) 防災知識の普及及び防災意識の啓発 (5) 防災教育の推進 (6) 自主防災組織の結成促進及び育成指導 (7) 防災に関する施設等の整備及び点検 (8) 災害に関する情報の収集、伝達及び広報 (9) 特別警報等の住民への周知措置 (10) 高齢者等避難、避難指示及び緊急安全確保の発令並びに

機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱
	指定避難所の開設 (11) 避難行動要支援者の避難支援活動 (12) 消防、水防その他の応急措置 (13) 被災者の救助、救護その他保護措置 (14) 被災した児童生徒等の応急教育 (15) 被災地の廃棄物処理、防疫その他保健衛生活動の実施 (16) 緊急輸送等の確保 (17) 食料、飲料水、医薬品その他物資の確保 (18) 災害復旧の実施 (19) ボランティア活動の支援 (20) その他災害の防御又は拡大防止のための措置

(2) 県及び県関係機関（小豆総合事務所含む）

機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱
香 川 県	(1) 地域防災計画の作成及び防災会議に関する事務 (2) 防災に関する組織の整備 (3) 防災訓練の実施 (4) 防災知識の普及及び防災意識の啓発 (5) 防災教育の推進 (6) 自主防災組織の結成促進及び育成指導 (7) 防災に関する施設等の整備及び点検 (8) 他県、市町及び防災関係機関との連絡調整並びに広域的調整 (9) 災害に関する情報の収集、伝達及び広報 (10) 特別警報等の市町への通知 (11) 被災者の救助、救護その他保護措置 (12) 被災した児童生徒等の応急教育 (13) 被災地の廃棄物処理に必要な措置、防疫・保健衛生活動の実施 (14) 緊急輸送等の確保 (15) 食料、飲料水、医薬品その他物資の確保 (16) 交通規制、犯罪の予防その他社会秩序の維持に必要な措置 (17) 災害復旧の実施 (18) ボランティア活動の支援 (19) その他災害の防御又は拡大防止のための措置
小 豆 警 察 署	(1) 災害情報の収集・伝達及び被害実態の把握 (2) 被災者の救出救助及び避難誘導 (3) 交通規制及び管制 (4) 広域応援等の要請及び受入 (5) 遺体の検視（見分）等の措置 (6) 犯罪の予防及び取締り、その他治安の維持

(3) 香川県広域水道企業団

機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱
香川県広域水道企業団	(1) 災害時における水道の被害情報の収集及び県、市町への報告連絡 (2) 災害時における水道水の供給確保 (3) 水道施設の防災対策並びに応急給水及び応急復旧の実施

(4) 指定地方行政機関

機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱
中国四国管区警察局 四国警察支局	(1) 支局内各県警察の災害警備活動及び相互援助の指導、調整 (2) 警察庁及び他管区警察局との連携 (3) 支局内防災関係機関との連携 (4) 支局内各県警察及び防災関係機関等からの情報収集及び報告連絡 (5) 警察通信の確保及び統制 (6) 警察災害派遣隊の運用 (7) 支局内各県警察への津波警報等の伝達
四国総合通信局	(1) 災害時に備えた電気通信施設（有線通信施設及び無線通信施設）整備のための調整及び電波の統制監理 (2) 災害時における電気通信及び放送の確保のための応急対策並びに電波の監理 (3) 災害地域における電気通信、放送施設等の被害状況の把握 (4) 災害時における通信機器、移動電源車の貸出し (5) 地方公共団体及び関係機関に対する各種非常通信訓練・運用の指導及び協議
四国財務局	(1) 公共土木施設及び農林水産業施設等の災害復旧事業費の査定立会 (2) 地方公共団体に対する災害融資 (3) 災害応急措置等の用に供する場合の国有財産の貸付 (4) 災害時における金融機関の業務運営の確保及び金融上の措置
四国厚生支局	(1) (独)国立病院機構等関係機関との連絡調整
香川労働局	(1) 労働災害防止についての監督指導等 (2) 被災労働者に対する救助、救急措置等に関する協力及び迅速・適正な労災補償の実施 (3) 二次災害発生のおそれのある事業所に対する災害予防の指導 (4) 災害復旧工事等に従事する労働者の安全及び衛生の確保 (5) 被災事業所の再開についての危害防止上必要な指導 (6) 被災失業者に対する職業斡旋、失業給付の支給等
中国四国農政局	(1) 海岸保全施設整備事業、農地防災事業及び地すべり防止対策事業による農地、農業施設等の防護 (2) 農地保全施設又は農業水利施設の維持管理の指導

機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱
	(3) 農作物等に対する被害防止のための営農技術指導 (4) 農作物、農地、農業用施設等の被害状況の取りまとめ (5) 被災地への営農資材の供給の指導 (6) 被災地における病虫害防除所、家畜保健衛生所の被害状況の把握 (7) 災害時における農地、農業用施設等の応急措置の指導並びにそれらの災害復旧事業の実施及び指導 (8) 地方公共団体への土地改良機械の緊急貸付 (9) 被災農林漁業者等の経営維持安定に必要な資金の融資等の指導
四 国 森 林 管 理 局 (香川森林管理事務所)	(1) 森林治水事業の実施並びに林野の保全に係る地すべり防止に関する事業の実施 (2) 国有保安林の整備保全 (3) 災害応急対策用木材(国有林)の供給 (4) 民有林における災害時の応急対策等
四 国 経 済 産 業 局	(1) 防災関係物資についての情報収集、円滑な供給の確保 (2) 被災商工業、鉱業等の事業者の業務の正常な運営の確保 (3) 災害時における電気、ガス事業に関する応急対策等
中国四国産業保安監督部	(1) 高圧ガス、火薬類、液化石油ガスに関する保安の確保 (2) 災害時における電気、ガス事業に関する応急対策等
四 国 地 方 整 備 局 (香川河川国道事務所 ・緊急災害対策派遣隊 [TEC-FORCE ・リエゾン])	(1) 河川、道路等の防災対策及び災害対策の実施に関する事項 (2) 港湾施設、海岸保全施設の整備と防災管理 (3) 港湾及び海岸(港湾区域内)における災害対策の指導 (4) 海上の流出油等に対する防除措置 (5) 港湾・海岸保全施設等の応急復旧工法の指導 (6) 空港の災害復旧 (7) 緊急災害対策派遣隊(TEC-FORCE)等の被災地方公共団体への派遣
四 国 運 輸 局	(1) 輸送機関、その他関係機関との連絡調整 (2) 陸上及び海上における緊急輸送の確保 (3) 自動車運送事業者、海上運送事業者の安全輸送の確保等に係る災害応急対策の指導
大 阪 航 空 局 (高松空港事務所)	(1) 空港施設の整備及び点検(管制部門) (2) 災害時の飛行規制等とその周知 (3) 緊急輸送の拠点としての機能確保(管制部門) ※(1)及び(3)の業務について管制部門以外は、高松空港(株)に運営委託している。
国 土 地 理 院 四 国 地 方 測 量 部	(1) 災害応急対策の際、災害に関する情報の収集及び伝達における地理空間情報活用の支援・協力 (2) 災害予防、災害応急対策及び災害復旧・復興に国土地理院

機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱
	<p>が提供及び公開する防災関連情報利活用の支援・協力</p> <p>(3) 災害予防、災害応急対策及び災害復旧・復興の際、地理情報システム活用の支援・協力</p> <p>(4) 災害復旧・復興にあたって、国家座標に基づく位置情報の基盤形成のため、必要に応じて国家基準点の復旧測量、地図の修正測量等の実施及び公共基準点等の復旧測量、地図の修正測量など公共測量の実施における測量法第36条に基づく、実施計画書へ技術的助言に関すること</p>
大阪管区気象台 (高松地方気象台)	<p>(1) 気象、地象、地動、水象の観測並びにその成果の収集、及び、発表</p> <p>(2) 気象、地象(地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る)及び水象の予報並びに警報等の防災気象情報の発表、伝達及び解説</p> <p>(3) 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備</p> <p>(4) 地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言</p> <p>(5) 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発</p>
第六管区海上保安本部 高松海上保安部 (小豆島海上保安署)	<p>(1) 特別警報・警報等の伝達、情報の収集、海難救助等</p> <p>(2) 災害時における人員及び物資の緊急輸送</p> <p>(3) 海上における流出油等の防除、海上交通の安全確保、治安の維持</p> <p>(4) 航路標識等の整備</p>
中国四国地方環境事務所	<p>(1) 環境保全上緊急に対応する必要がある有害物質等の発生等による汚染状況の情報収集及び提供</p> <p>(2) 廃棄物処理施設及び災害廃棄物の情報収集・伝達</p> <p>(3) 家庭動物の保護等に係る支援</p>
中国四国防衛局	<p>(1) 災害時における防衛省(本省)及び自衛隊との連絡調整</p> <p>(2) 災害時における米軍部隊との連絡調整</p>

(5) 自衛隊

機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱
自衛隊	<p>(1) 災害派遣の実施 (被害状況の把握、人命の救助、水防活動、消防活動、人員及び物資の緊急輸送、道路又は水路の啓開、応急医療等の実施、通信支援、炊飯、給水及び入浴の支援、危険物の除去等)</p>

(6) 指定公共機関

機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱
(独) 国立病院機構 中国四国グループ	<p>(1) 災害時における(独)国立病院機構の医療、災害医療班の編成、連絡調整並びに派遣の支援</p>

機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱
	(2) 広域災害における（独）国立病院機構からの災害医療班の派遣、輸送手段の確保の支援 (3) 災害時における（独）国立病院機構の被災情報収集、通報 (4) （独）国立病院機構の災害予防計画、災害応急対策計画、災害復旧計画等の支援
日本郵便(株) 四国支社	(1) 郵便物の送達の確保及び窓口業務の維持 (2) 被災者に対する郵便葉書等の無償交付、被災者が差し出す郵便物の料金免除、被災地あて救助用郵便物の料金免除 (3) 被災者救助団体に対するお年玉付郵便葉書等寄附金の配分
日本銀行 (高松支店)	(1) 銀行券の発行並びに通貨及び金融の調節 (2) 資金決済の円滑な確保を通じ信用秩序の維持に資するための措置 (3) 金融機関の業務運営の確保に係る措置 (4) 金融機関による金融上の措置の実施に係る要請 (5) 各種措置に関する広報
日本赤十字社香川県支部	(1) 医療救護 (2) こころのケア (3) 救援物資の備蓄及び配分 (4) 血液製剤の供給 (5) 義援金の受付及び配分 (6) その他応急対応に必要な業務
日本放送協会 高松放送局	(1) 予報、特別警報、警報、災害情報、防災知識の普及等に関する災害放送の実施 (2) 被害情報、被災者に必要な生活情報等の報道 (3) 社会事業団体等による義援金品の募集等に対する協力
NTT西日本(株)香川支店 KDDI(株)四国支店 (株)NTTドコモ四国支社 NTTコミュニケーションズ(株) ソフトバンク(株)	(1) 電気通信施設の防災対策並びに被災施設の応急対策及び災害復旧 (2) 災害時における非常緊急通話の確保
日本通運(株)(香川支店) 四国福山通運(株)(高松支店) 佐川急便(株)(四国支店) ヤマト運輸(株)(香川主管支店) 四国西濃運輸(株)(高松支店)	(1) 災害時における陸上輸送の確保
中国電力ネットワーク(株) 小豆島ネットワークセンター	(1) 電力施設の防災対策並びに被災施設の応急対策及び災害復旧 (2) 災害時における電力の供給確保
イオン(株) (株)セブン-イレブン・ジャパン	(1) 災害時における物資の調達・供給確保

機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱
(株) ローソン (株) ファミリーマート (株) セブン&アイ・ホールディングス	

(7) 指定地方公共機関

機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱
(一社) 香川県バス協会、 (一社) 香川県トラック協会	(1) 災害時における陸上輸送の確保
香川県離島航路事業協同組合 ジャンボフェリー(株)	(1) 災害時における海上輸送の確保
(株) 四国新聞社 (株) 瀬戸内海放送 西日本放送(株) RSK山陽放送(株) 岡山放送(株) テレビせとうち(株) (株) エフエム香川	(1) 予報、特別警報、警報、災害情報、防災知識の普及等に関する災害報道の実施 (2) 被害情報、被災者に必要な生活情報等の報道
土地改良区	(1) 水門、水路、ため池等の施設の整備、管理及び災害復旧
(一社) 香川県医師会	(1) 災害時における収容患者の医療の確保 (2) 災害時における負傷者等の医療救護
(公社) 香川県看護協会	(1) 被災した医療機関、社会福祉施設、福祉避難所での活動 (2) 災害時における救護所、避難所等での医療救護活動 (3) 大規模災害時における日本看護協会を通じた他県看護協会への災害支援ナースの応援要請
(一社) 香川県LPガス協会	(1) LPガス施設の防災対策並びに被災施設の応急対策及び災害復旧 (2) 災害時におけるLPガス供給の確保

(8) 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱
農業協同組合 森林組合 漁業協同組合	(1) 関係機関が行う被害調査の協力 (2) 被災施設等の災害応急対策 (3) 被災組合員に対する融資等の斡旋
商工会	(1) 関係機関が行う被害調査、融資希望者の取りまとめ、斡旋等の協力 (2) 物資等の供給確保及び物価安定についての協力
小豆郡医師会 医療機関 歯科医師会 薬剤師会	(1) 災害時における収容患者の医療の確保 (2) 災害時における負傷者等の医療救護

機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱
社会福祉協議会	(1) 被災生活困窮者に対する生活福祉資金の貸付 (2) ボランティア活動の体制整備及び支援
社会福祉施設 学校等の管理者	(1) 災害時における入所者、生徒等の安全の確保 (2) 災害時における被災者等の一時収容等応急措置に対する協力
小豆島 オーリーブバス(株)	(1) 輸送施設の整備と安全輸送の確保 (2) 災害時における陸上輸送の確保
国際両備フェリー(株) 小豆島フェリー(株)	(1) 輸送施設の整備と安全輸送の確保 (2) 災害時における海上輸送の確保
金融機関	(1) 被災事業者等に対する資金の斡旋、その他緊急措置
燃料・危険物 取扱機関	(1) 需要家に対するプロパンガスによる災害の予防広報 (2) 事業所における施設・設備の災害予防対策の実施 (3) 災害時における危険物の保安措置 (4) 災害復旧用資機材等の整備・確保 (5) 町等の燃料確保に関する協力
危険物施設の管理者	(1) 災害時における危険物の保安措置
町内各種団体	(1) 町災害対策本部の行う救護活動への協力

(9) 住民

処理すべき事務又は業務の大綱

- (1) 自ら防災対策を行うとともに、地域において相互に連携して防災対策を行う。
- (2) 防災訓練及び研修に積極的な参加するなどして、地震や台風時の自然現象の特徴、予測される被害、災害発生時の備え、災害発生時にとるべき行動に関する知識の習得に努める。
- (3) 生活地域における地形、地質、過去の災害記録等の情報を収集するよう努める。
- (4) 指定避難所等の場所、避難の経路及び方法、家族との連絡方法等をあらかじめ家族で確認しておく。
- (5) 建築物の所有者は、当該建物について必要な耐震診断を行うとともに、その結果に応じて改修等を行うよう努める。
- (6) 家具、窓ガラス等について、転倒、落下等による被害の発生を防ぐための対策をとるよう努める。
- (7) ブロック塀、広告板その他の工作物又は自動販売機を設置する者は、当該工作物等の強度等を定期的に点検し、必要に応じて補強、撤去等を行うよう努める。
- (8) 被害拡大防止のため、消火器等を準備しておくよう努める。
- (9) 災害発生に備えて、食料、飲料水、医薬品その他の生活物資を備蓄し、ラジオ等の情報収集の手段を用意しておくよう努める。
- (10) 高齢者、障がい者等で避難に支援が必要となるものは自主防災組織等に、避難の際に必要な自らの情報を提供するよう努める。
- (11) 自主防災組織を結成し、その活動に積極的に参加するよう努める。
- (12) 災害が発生し、又は発生のおそれがある場合には、災害に関する情報の収集に努め、必要と判断したときは自主的に避難する。また町が高齢者等避難、避難指示及び緊急安全確保を発令したときは速やかにこれに応じて行動する。
- (13) 避難者は、自主防災組織等によって定められた行動基準に従って行動する。

(10) 自主防災組織

処理すべき事務又は業務の大綱
(1) あらかじめ災害が発生する危険性が高い場所及びその場所の危険度を確認するよう努める。
(2) 指定避難所等の場所、避難の経路及び方法を確認するよう努める。
(3) 災害が発生する危険性が高い場所や避難経路や指定避難所など防災に関する情報を示した災害予測地図・防災地図（ハザードマップ）を作成するよう努める。
(4) 避難行動要支援者への避難誘導、避難支援等を行うための体制を整備するよう努める。
(5) 災害時に地域住民がとるべき行動について、災害発生時、避難途中、避難場所等における行動基準を作成し、周知するよう努める。
(6) 地域住民の防災意識の啓発及び高揚並びに地域防災力の向上を図るために研修を行うよう努める。
(7) 地域の実情に応じて、必要となる資器材及び物資を備蓄しておくよう努める。
(8) 町が行う避難情報等の発令基準や、町と自主防災組織との役割分担等についてあらかじめ町と協議し、地域に密着した防災対策が実施されるよう努める。
(9) 町、事業者、公共的団体、その他関係団体と連携するよう努める。
(10) 災害時、地域における情報の収集及び提供、救助、避難誘導等を行う。

- (11) 事業者及び災害応急対策又は災害復旧に必要な物資もしくは資材又は役務の供給又は提供を業とする者（スーパーマーケット、コンビニエンスストア、飲食料品メーカー、医薬品メーカー、旅客（貨物）運送事業者、建設業者等）

処理すべき事務又は業務の大綱
(1) 災害時に来客者、従業員等の安全を確保し、業務を継続するため、あらかじめ防災対策の責任者及び災害時に従業員が取るべき行動等を定めて、従業員に対して研修等を行うよう努める。
(2) 管理する施設を避難場所等として使用すること、その他防災対策について、地域住民及び自主防災組織等に積極的に協力するよう努めるものとする。
(3) 町及び県が実施する防災対策の推進に協力するよう努める。
(4) 災害時における来客者、従業員等の安全確保と地域住民及び自主防災組織と連携した情報収集、提供、救助、避難誘導等を実施する。
(5) 災害時における事業活動を継続的に実施する。

第3節 被害想定

津波に関する被害想定については、県が平成24年度～平成25年度にかけて実施している、香川県地震・津波被害想定調査（平成24年度～平成25年度）から、小豆島町の調査結果を示す。

なお、津波に関する被害想定については、地震対策との関連が大きいため、地震対策編にて総合的に記載しており、「地震対策編 第1章 第4節 被害想定」を参照する。

第4節 地震・津波防災対策の推進

「地震対策編 第1章 第5節 地震・津波防災対策の推進」を参照する。

第5節 南海トラフ地震の特徴及び対応方針

「地震対策編 第1章 第6節 南海トラフ地震の特徴及び対応方針」を参照する。

第6節 南海トラフ地震臨時情報発表時の防災対応

「地震対策編 第1章 第7節 南海トラフ地震臨時情報発表時の防災対応」を参照する。

第7節 津波防災地域づくりの推進に関する対応方針

津波防災地域づくりに関する法律（平成23年法律第123号）が施行されたことを受け、将来起こりうる津波災害を防止・軽減するため、ハード・ソフトの施策を組み合わせた「多重防御」による「津波防災地域づくり」を総合的に推進するものとする。

1 基本理念

津波防災地域づくりにおいては、最大クラスの津波が発生した場合でも「なんとしても人命を守る」という考え方で、地域ごとの特性を踏まえ、既存の公共施設や民間施設も活用しながら、ハード・ソフトの施策を柔軟に組み合わせて総動員させる「多重防御」の発想により、国、県及び町の連携・協力の下、地域活性化の観点も含めた総合的な地域づくりの中で津波防災を効率的かつ効果的に推進することを基本理念とする。

2 基礎調査の実施

町は、津波対策の基礎となる津波浸水想定の設定等のため、海域・陸域の地形、土地利用の状況等の調査（以下、この節において「基礎調査」という。）を国や県と連携・協力して計画的に実施するものとする。

3 津波防災地域づくりを総合的に推進するための計画の作成

県が実施する津波浸水想定等を踏まえて、町は、津波防災地域づくりを総合的に推進するための計画（推進計画）を作成し、海岸保全施設等、海岸防災林や避難施設の配置、土地利用や警戒避難体制の整備等についての総合ビジョンを示すことに努めるものとする。

4 津波からの防護のための施設の整備方針等

- (1) 河川、海岸、港湾及び漁港の管理者は、津波の被害が予想される地域において、防潮堤、堤防、水門等の点検、補強等の施設整備を推進するものとする。
- (2) 河川、海岸、港湾及び漁港の管理者は、定期的に施設の点検・巡視等を実施するとともに、津波への迅速な対応が可能になるように、水門、陸閘等の閉鎖を迅速確実に行うための体制、手順や平常時の管理方法等について定め、訓練の実施に努めるものとする。また、陸閘の常時閉鎖に努め、町はそのための啓発等を行うものとする。なお、水門等の閉鎖手順等を定める場合には、水門等の閉鎖に係る操作員の安全管理に配慮するものとする。
- (3) 河川、海岸、港湾、漁港等の管理者は、地震の発生に備えて、それぞれが管理する内水排除施設について、施設の管理上必要な操作を行うための非常用発電装置の整備、点検その他所要の被災防止措置を講じておくものとする。
- (4) 町は、津波により孤立が懸念される地域のヘリコプター臨時離発着場、港湾、漁港等の整備に努めるものとする。
- (5) 町は、住民に対して津波警報等の迅速な伝達を行うため、同報無線等の防災行政無線の更新・運用等に努めるものとする。

5 海岸保全施設の整備等

各海岸管理者は、海岸の高潮及び津波予防事業として、高潮対策事業等により海岸保全施設の整備を行う。

6 行政関連施設等の津波災害対策

行政関連施設、要配慮者に関わる施設等については、できるだけ浸水の危険性の低い場所に立地するよう整備するものとし、やむを得ず浸水のおそれのある場所に立地する場合には、建築物の耐浪化、非常用電源の設置場所の工夫、情報通信施設の整備や必要な物資の備蓄など施設の防災機能の充実に努める。

特に、庁舎、消防署、警察署等災害応急対策上重要な施設の津波対策については、万全を期するものとする。

第2章 災害予防計画

第1節 都市防災対策計画

「地震対策編 第2章 第1節 都市防災対策計画」を参照する。

第2節 建築物等災害予防計画

「地震対策編 第2章 第2節 建築物等災害予防計画」を参照する。

第3節 地盤災害等予防計画

「地震対策編 第2章 第3節 地盤災害等予防計画」を参照する。

第4節 津波災害予防計画

津波等の災害を防止するため、海岸保全施設等の整備及び維持に努めるとともに、津波に対する知識の普及、津波避難体制の整備等により津波予防対策に努める。

土木班、総務班

1 海岸保全施設の整備等

各海岸管理者は、海岸の高潮及び津波予防事業として、高潮対策事業等により海岸保全施設の整備を行うとともに、その維持管理に努める。

2 津波に関する知識の普及等

- (1) 町及び県は、津波によって浸水が予想される地域について事前に把握し、浸水予測図、津波ハザードマップ等を作成し、住民等に対して周知を図る。また、津波警報や避難指示の意味合いを広く啓発し、適切な避難活動につなげられるよう努める。
- (2) 町及び県は、津波危険予想地域の住民等に対して、広報誌等を活用して、津波警戒に関する次の内容の普及を図る。
 - ・ 強い地震（震度4以上）を感じたとき又は弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、直ちに海浜から離れ、急いで安全な場所に避難すること。
 - ・ 地震を感じなくても、津波警報が発表されたときは、直ちに海浜から離れ、急いで安全な場所に避難すること。
 - ・ 正しい情報をラジオ、テレビ、広報車などを通じて入手すること。
 - ・ 津波注意報でも、危険があるので海水浴や海釣りは行わないこと。
 - ・ 津波は繰り返し襲ってくるので、警報、注意報が解除になるまで気をゆるめないこと。

3 避難体制の整備

町は、津波避難計画を策定するとともに避難に適切な場所、避難路を指定・整備し、統一的な図記号等を利用したわかりやすい案内板を設置するなど平常時から周知を図る。特に、周囲に高台等がない地域では、堅固な高層建物等を避難場所に利用するよう努める。

また、高齢者、障がい者等を適切に避難誘導するため、地域住民、自主防災組織等の協力を得ながら、平常時から要配慮者に係る避難誘導體制の整備に努める。

第5節 火災予防計画

「地震対策編 第2章 第4節 火災予防計画」を参照する。

第6節 危険物等災害予防計画

「地震対策編 第2章 第5節 危険物等災害予防計画」を参照する。

第7節 公共施設等災害予防計画

「地震対策編 第2章 第6節 公共施設等災害予防計画」を参照する。

第8節 ライフライン等災害予防計画

「地震対策編 第2章 第7節 ライフライン等災害予防計画」を参照する。

第9節 防災施設等整備計画

「地震対策編 第2章 第8節 防災施設等整備計画」を参照する。

第10節 防災業務体制整備計画

「地震対策編 第2章 第9節 防災業務体制整備計画」を参照する。

第11節 保健医療救護体制整備計画

「地震対策編 第2章 第10節 保健医療救護体制整備計画」を参照する。

第 1 2 節 緊急輸送体制整備計画

「地震対策編 第 2 章 第 1 1 節 緊急輸送体制整備計画」を参照する。

第 1 3 節 避難体制整備計画

「地震対策編 第 2 章 第 1 2 節 避難体制整備計画」を参照する。

第 1 4 節 食料、飲料水及び生活物資確保計画

「地震対策編 第 2 章 第 1 3 節 食料、飲料水及び生活物資確保計画」を参照する。

第 1 5 節 文教災害予防計画

「地震対策編 第 2 章 第 1 4 節 文教災害予防計画」を参照する。

第 1 6 節 ボランティア活動環境整備計画

「地震対策編 第 2 章 第 1 5 節 ボランティア活動環境整備計画」を参照する。

第 1 7 節 要配慮者対策計画

「地震対策編 第 2 章 第 1 6 節 要配慮者対策計画」を参照する。

第 1 8 節 防災訓練実施計画

「地震対策編 第 2 章 第 1 7 節 防災訓練実施計画」を参照する。

第 1 9 節 防災知識等普及計画

「地震対策編 第 2 章 第 1 8 節 防災知識等普及計画」を参照する。

第 2 0 節 自主防災組織育成計画

「地震対策編 第 2 章 第 1 9 節 自主防災組織育成計画」を参照する。

第 2 1 節 被災動物の救護体制整備計画

「地震対策編 第 2 章 第 2 0 節 被災動物の救護体制整備計画」を参照する。

第 2 2 節 帰宅困難者対策計画

「地震対策編 第 2 章 第 2 1 節 帰宅困難者対策計画」を参照する。

第 2 3 節 業務継続計画（BCP）・業務継続マネジメント（BCM）

「地震対策編 第 2 章 第 2 2 節 業務継続計画（BCP）・業務継続マネジメント（BCM）」を参照する。

第3章 災害応急対策計画

第1節 活動体制計画

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、町及び県、防災関係機関は、迅速かつ円滑な災害応急対策を実施するため、それぞれ災害対策本部等を設置し、災害情報を一元的に把握し、共有することができるように、活動体制を整備する。なお、災害応急対策を実施するにあたり、災害応急対策に従事する者の安全の確保を図るよう十分配慮する。

総務班、全庁

1 町の活動組織

(1) 防災会議

町は、災害対策基本法第16条に定める防災会議を設置し、町の地域に係る地域防災計画の策定及びその実施を図るものとする。また、防災会議は、災害発生時の情報の収集、各機関の実施する災害応急対策の連絡調整、非常災害時における緊急措置に関する計画の作成及び実施の推進を図る。

(2) 災害対策本部

① 災害対策本部の設置、解散

町は、災害応急対策を行うため、次の基準に該当する場合に災害対策本部を設置する。

町は、町の地域において災害が発生するおそれが解消したと認めたとき又は災害応急対策がおおむね完了したと認めたときは、災害対策本部を解散する。

【設置基準】

- 1 町内及び周辺地域で震度6弱以上の地震が発生したとき。
- 2 町内及び周辺地域で震度5弱以上の地震が発生し、大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき。
- 3 香川県に津波警報、大津波警報（特別警報）が発表されたとき。
- 4 東南海地震が単独で発生したとき。
- 5 南海トラフ地震が発生したとき。

② 災害対策本部室の設置場所

災害対策本部は、庁舎本館 3階 大会議室に設置するものとする。なお、庁舎本館が使用不能の場合は、西館 2階及び池田保健センター 2階 委員会室に災害対策本部を設置する。

③ 災害対策本部の組織

ア 本部長

本部長（町長）は、災害対策本部の事務を総括し、職員を指揮監督する。

イ 副本部長

副本部長（副町長）は、本部長を補佐し、本部長に事故あるときは、その職務を代理する。

なお、本部長、副本部長ともに事故あるときは、総務課長、危機管理室長、建設課長、農林水産課長が順にその職務を代理する。

ウ 本部員（本部長付本部員、本部付本部員）

a 本部員は、本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。

b 本部員は、教育長、各課長、教育委員会事務局長その他必要な職員をもって充てる。

エ 会議

- a 本部長は、災害対策に関する重要な事項を協議決定し、その推進を図るため、必要に応じて本部会議を招集する。
- b 本部会議は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。
- c 本部会議には、必要に応じて、自衛隊その他関係機関の出席を求めることができる。
- d 本部会議の主な協議事項は次のとおりとする。
 - ・ 本部の動員配備体制に関すること。
 - ・ 重要な災害情報、被害情報の分析及びそれに伴う対策の基本方針に関すること。
 - ・ 県、他市町及び防災関係機関への応援要請に関すること。
 - ・ その他重要な災害対策に関すること。

オ 班

- a 災害応急対策の全庁的な推進を図るため、災害対策本部に班を置く。
- b 各班の分掌事務は別表2のとおりとする。
- c 班長は、本部長の命を受け、班の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
 なお、班長に事故あるときは、班員のうち最も上位の役職者がその職務を代理する。

カ 出先機関

各出先機関は、管内に災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、その状況及び災害応急対策に必要な事項を、速やかに、本部に報告するとともに、本部の指示に従い、災害応急対策に従事する。

キ 現地災害対策本部

本部長は、激甚な被害を受けた地区における災害応急対策の迅速かつ的確な実施を図るため、必要に応じて現地災害対策本部を設置する。

④ 災害対策本部の設置の通知等

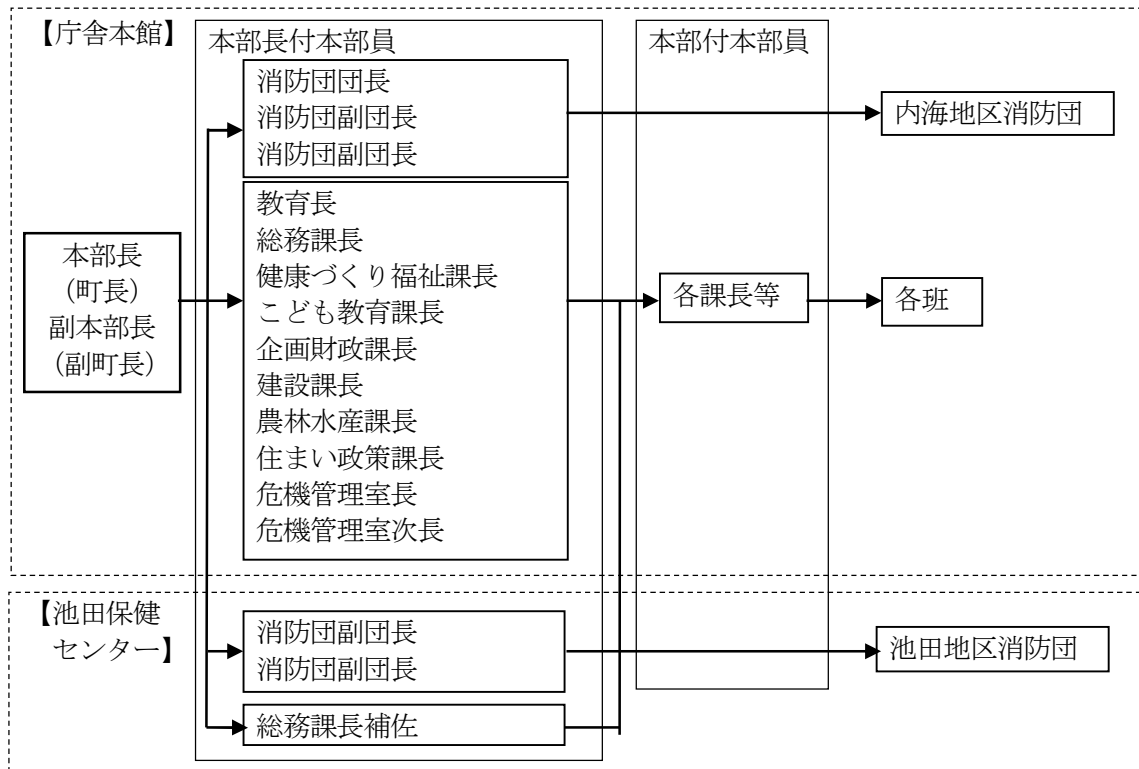
災害対策本部を設置したときは、ラジオ、テレビ、新聞等を通じて公表するとともに、県、防災関係機関、近隣市町等にその旨を通知するものとする。

【香川県連絡先】

区分 回線別	危機管理課		防災事務室	
	電話	FAX	電話	FAX
NTT回線	087-832-3183	087-831-8811	087-832-3844 ～3846	087-812-0412

別表 1 【災害対策本部組織図】

令和3年4月1日現在



- ※ 本部長(町長)は、災害対策本部の事務を総括し、職員を指揮監督する。
- ※ 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故あるときは、その職務を代理する。
- ※ 本部長、副本部長ともに事故あるときは、総務課長、危機管理室長、建設課長、農林水産課長が順にその職務を代理する。
- ※ 本部付本部員は、水防本部と同様とする。

別表2 【災害対策本部の各班の分掌事務】

班名	担当課名	分掌事務
総務班	総務課 出納室	<ol style="list-style-type: none"> 1. 本部の運営に関する事 2. 本部の会議に関する事 3. 防災会議に関する事 4. 職員の非常招集、動員及び派遣に関する事 5. 本部長の命令、指令の伝達に関する事 6. 各班との連絡調整に関する事 7. 防災行政無線、香川県防災情報システム等通信設備に関する事 8. 雨量・水位情報の収集に関する事 9. 注意報、警報等の伝達に関する事 10. 消防機関の応援要請、受入に関する事 11. 災害応急対策の総括、調整に関する事 12. 災害応急対策における企業、団体、自治会、自主防災組織、住民に対する指示及び協力要請に関する事 13. 自衛隊の災害派遣要請、受入調整に関する事 14. 被害状況の収集、集計、県への報告に関する事 15. 国、県の機関等の視察、調査に関する事 16. 県、他の市町等関係機関への要請、陳情等の調整に関する事 17. 住民からの照会、問い合わせ、要請等の窓口対応に関する事 18. 被災職員に関する事 19. 受援（人的資源・物的資源）に関する事 20. 高齢者等避難、避難指示の決定及び伝達に関する事 21. 指定避難所及び指定緊急避難場所等の開設・運営に関する事 22. 避難行動要支援者名簿の運用・提供に関する事 23. 本部の経理に関する事 24. 本部に必要な物品等の確保に関する事 25. 義援金品の受付保管に関する事 26. 災害時における出納事務に関する事 27. その他、他の班に属さない事項
情報班	企画財政課 議会事務局	<ol style="list-style-type: none"> 1. 災害時の輸送に関する事 2. 災害対策用車輛及び船舶の確保に関する事 3. 防災関係機関の災害応急対策実施状況の情報収集、取りまとめに関する事 4. 公共交通機関の状況の収集伝達に関する事 5. 災害広報に関する事 6. 報道機関への対応（情報提供）に関する事 7. 災害対策に関する予算の総括に関する事
保健医療民生班	住民生活課 税務課 収納対策室	<ol style="list-style-type: none"> 1. 災害救助法の適用に関する事 2. 被災者の応急救助に関する事 3. 災害用食料、炊き出し施設の確保に関する事 4. 救助物資の供給に関する事 5. 義援金品の取扱いに関する事 6. り災証明、被災証明、被災者台帳の作成に関する事 7. 被害家屋等の調査及び被害認定に関する事
		<ol style="list-style-type: none"> 8. り災者の安否問い合わせ及び行政相談に関する事

班名	担当課名	分掌事務
		9. 被害納税者の調査に関する事 10. 被害納税者の減免等に関する事 11. 遺体の処置、火葬、埋葬に関する事
	健康づくり福祉課 高齢者福祉課 介護保険施設	1. 被災者の栄養指導に関する事 2. 被災者のメンタルヘルスに関する事 3. 食品衛生の指導に関する事 4. 災害ボランティアの受入に関する事 5. 社会福祉施設との連絡調整に関する事 6. 在宅の要配慮者対策に関する事 7. 避難行動要支援者名簿の作成に関する事 8. 災害時の医療に関する事 9. 医師、看護師等の確保に関する事 10. 医薬品、血液対策に関する事 11. 応急救護所の設置及び運営に関する事 12. 医療機関との調整に関する事 13. 福祉避難所の開設・運営に関する事
環境衛生班	住民生活課	1. 災害廃棄物仮置場及び災害廃棄物処分場の確保に関する事 2. 水害及び震災に係る災害廃棄物の処理に関する事 3. 被災地の防疫・清掃に関する事 4. 水質汚濁、大気汚染等の発生源の監視に関する事 5. 仮設トイレの確保及び設置に関する事 6. し尿の収集、処理に関する事 7. 迷いペットの対応及びペットの処理に関する事
農林水産商工班	農林水産課 オーリーブ課 商工観光課	1. 農林水産業における被害調査に関する事 2. 治山事業に関する事 3. 災害応急資機材の調達に関する事 4. 災害対策用物資の確保に関する事 5. 旅行業関係団体との連絡調整に関する事 6. 観光客に対する応急対策に関する事 7. 災害対策のための労働者の確保に関する事
土木班	建設課 住まい政策課	1. 高潮対策、水防活動に関する事 2. 急傾斜地、地すべり、砂防施設の被害調査及び応急危険度判定に関する事 3. 緊急輸送路の確保に関する事 4. 交通管理者との連絡調整に関する事 5. 被災建物及び被災宅地の応急危険度判定に関する事 6. 応急仮設住宅の建設に関する事 7. 応急仮設住宅の入居者選定に関する事
文教班	こども教育課	1. 児童生徒の避難・保健管理に関する事 2. 災害時の教育対策に関する事 3. 教科書、学用品に関する事 4. 学校給食対策に関する事 5. 教育関係義援金品の受付に関する事
	生涯学習課	1. 社会教育施設、文化財等の被害調査に関する事
消防班	消防団	1. 団員の出動指令及び指揮連絡に関する事 2. 消防体制及び消防活動の総括に関する事 3. 水防体制及び水防活動の総括に関する事 4. 臨時ヘリポートに関する事

班名	担当課名	分掌事務
		5. 防災資材の調達及び配分に関すること 6. 危険箇所の警戒及び防御に関すること 7. 住民の避難指示、誘導に関すること
各班共通事項		1. 所管する施設及び分野の災害対策に関すること 2. 所管する施設及び分野の応急対策に関すること 3. 所管する施設及び分野の被害情報の収集、取りまとめに関すること 4. 関係機関、団体等との連絡調整に関すること 5. 所管する施設が避難所として開設された場合の協力に関すること 6. 本部長の指示による事務及び他班の応援に関すること

2 町の動員配備体制

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、町長は、迅速かつ円滑な災害応急対策を実施するため、必要に応じ職員の動員配備を行う。

(1) 配備基準

職員の配備基準は、災害対策本部の設置の有無にかかわらず、次のとおりとする。

【地震・津波の場合】

① 配備基準

区 分	配 備 基 準	配 備 体 制
第1次配備	◇ 町内又は周辺地域で震度4の地震が発生したとき ◇ 香川県に津波注意報が発表されたとき ◇ 「南海トラフ地震に関連する情報」(臨時)が発表されたとき	消防要員のほか、特に関係ある課の少数人員で、情報の収集及び連絡活動が円滑に行いうる体制をとる 第2次配備に移行しうる体制とする
第2次配備	◇ 町内又は周辺地域に震度5弱又は5強の地震が発生したとき ◇ 香川県に津波警報が発表されたとき ◇ 南海トラフを震源とする地震発生を受けて、災害対策本部が設置されたとき	消防要員のほか、災害応急体制に関係ある課の所要人員で、情報収集連絡活動及び応急措置を実施する 第3次配備に移行しうる体制とする
第3次配備	◇ 町内又は周辺地域で震度6弱以上の地震が発生したとき ◇ 香川県に大津波警報(特別警報)が発表されたとき	消防要員のほか、災害対策本部に関係ある職員は、全員待機して災害対策に従事する

② 配備内容

令和3年4月1日現在

区分	庁舎本館	池田保健センター
第1次配備	○本部待機 総務課長 企画財政課長 建設課長 農林水産課長 住まい政策課長 危機管理室長 危機管理室次長 総務課職員	○本部待機 総務課職員
第2次配備	本部長（町長） 副本部長（副町長） ○本部待機 ・本部長付本部員 教育長 健康づくり福祉課長 こども教育課長 ・本部付本部員 税務課長 出納室長 住民生活課長 高齢者福祉課長 商工観光課長 オリーブ課 生涯学習課長 議会事務局長 主幹 課長補佐 ・消防 団長、副団長（2名） 東消防署署長 ○各部署待機：建設課、農林水産課、住 まい政策課 ○屯所待機 消防団員 ○施設待機 介護保険施設事務長、次長 ○自宅待機 町職員	・本部付本部員 ・消防 副団長（2名） 東消防署署員 ○屯所待機 消防団員 ○自宅待機 町職員
第3次配備	◇第2次配備に加え、町職員を全員招集する。	

(2) 動員体制の確立

- ① 災害対策本部の班長に充てられる者は、配備基準に従って、それぞれの班の動員計画（所管する出先機関を含む。）を作成し、職員に周知する。
- ② 各課長等は、災害対策本部設置前の災害対策の活動に従事する職員をあらかじめ指定する。
- ③ 各課長等は、夜間、休日等時間外の災害発生に備えて、連絡体制を整備する。

(3) 参集等の方法

- ① 勤務時間内における動員
総務課長は、地震が発生したとき又は津波注意報・警報が発表されたとき、庁内放送により、

当該情報の内容を伝達する。放送設備が使用できない場合は、電話により、主管課等を通じて関係所属に伝達する。

関係課長等は、総務課からの情報又は報道機関等の情報に基づき、あらかじめ指定した職員を配備につかせ、災害の予防又は応急対策に従事させる。

② 勤務時間外における動員

ア 職員は、地震の発生を知ったときは、テレビ、ラジオ等報道機関により町及び周辺地域の震度や津波に関する情報を確認し、配備基準に従い、自主的に登庁するものとする。

イ 登庁する場所は、本部員についてはあらかじめ指定された庁舎に、その他の職員については原則として各自の勤務場所に登庁するものとする。

被害の状況等により勤務場所に登庁できない職員は、所属する班の出先機関又は公民館等に参集し、本部又は班長に連絡のうえ、その指示に従う。

③ 災害対策本部設置時における動員

災害対策本部の動員は、総務課から各班主管課を通じて行うものとし、各課から指定職員へ連絡するものとする。また、災害対策本部各班の動員は、総務課から直接各班各課に行うものとし、各課から指定職員へ連絡する。

動員を行った場合、各班長は、職員の動員状況を速やかに把握し、総務課長又は建設課長に報告する。

3 町の活動体制

(1) 防災会議

町の地域に係る防災に関し、当該町の業務を中心に、当該町区域内の公共的団体その他関係団体の業務を包含する防災の総合的かつ計画的な運営を図るため、災害対策基本法に基づき町の付属機関として設置されている。

(2) 災害対策本部

町の区域内に災害が発生し、又は発生するおそれがあるときで、町長が必要と認めた場合は、第一次的に災害応急対策を実施する機関として、県に準じてあらかじめ定めた設置基準、組織、動員配備体制等により災害対策本部を設置し、災害応急対策を行う。

(3) 迅速な活動体制の確保

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、的確かつ迅速な避難、救助、医療等の応急対策が講じられるよう必要な応急体制を速やかに確立するものとする。

4 防災関係機関の活動体制

各防災関係機関は、関係地域内に災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき、それぞれの責務を遂行するため、あらかじめ定めた設置基準、組織、動員配備体制等により災害対策本部等の防災組織を設置し、災害応急対策を行うものとする。

第2節 広域的応援計画・広域避難受入計画

「地震対策編 第3章 第2節 広域的応援計画・広域避難受入計画」を参照する。

第3節 自衛隊災害派遣要請計画

「地震対策編 第3章 第3節 自衛隊災害派遣要請計画」を参照する。

第4節 津波情報等伝達計画

気象庁が発表する大津波警報、津波警報、津波注意報及び津波に関する情報を一刻も早く住民等に伝達するため、迅速かつ的確な情報収集、伝達等の方法等について定める。

総務班、消防署

1 大津波警報、津波警報、津波注意報及び津波に関する情報

(1) 大津波警報、津波警報、津波注意報

① 大津波警報、津波警報、津波注意報の発表等

高松地方気象台は、津波による災害の発生が予想される場合に、気象本庁及び大阪管区気象台が発表する大津波警報、津波警報又は津波注意報（以下これらを「津波警報等」という）を関係機関に通知する。なお、大津波警報については、津波特別警報に位置づけられる。

津波警報等の発表は、地震が発生した場合に地震の規模や位置を速やかに推定し、これらをもとに沿岸で予想される津波の高さを求めることにより、地震が発生してから約3分を目標に、全国の沿岸を66に区分した津波予報区毎に行われる。なお、香川県沿岸は、全域が1つの予報区に設定され、予報区名称は「香川県」となっている。

津波警報等とともに発表する予想される津波の高さは、通常の5段階の数値で発表する。ただし、地震の規模がマグニチュード8を超えるような巨大地震に対しては、精度のよい地震の規模をすぐに求めることができないため、津波警報等発表の時点では、その海域における最大の津波想定等をもとに津波警報等を発表する。その場合、最初に発表する大津波警報や津波警報では、予想される津波の高さを「巨大」や「高い」という言葉を用いて発表し、非常事態であることを伝える。予想される津波の高さを「巨大」などの言葉で発表した場合には、その後、地震の規模が精度よく求められた時点で津波警報等を更新し、津波情報では予想される津波の高さも数値で発表する。

津波警報等の種類と発表される津波の高さ等

津波警報等の種類	発表基準	津波の高さ予想の区分	発表される津波の高さ		想定される被害ととるべき行動
			数値での発表	巨大地震の場合の発表	
大津波警報	予想される津波の高さが高いところで3mを超える場合	10m<高さ	10m超	巨大	木造家屋が全壊・流失し、人は津波による流れに巻き込まれる。沿岸部や川沿いにいる人は、直ちに高台や津波避難ビルなど安全な場所へ避難する。警報が解除されるまで安全な場所から離れない。
		5m<高さ≤10m	10m		
		3m<高さ≤5m	5m		
津波警報	予想される津波の高さが高いところで1mを超え、3m以下の場合	1m<高さ≤3m	3m	高い	標高の低いところでは津波が襲い、浸水被害が発生する。人は津波による流れに巻き込まれる。沿岸部や川沿いにいる人は、直ちに高台や津波避難ビルなど安全な場所へ避難する。警報が解除されるまで安全な場所から離れない。
津波注意報	予想される津波の高さが高いところで0.2m以上、1m以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合	0.2m≤高さ≤1m	1m	(表記なし)	海の中では、人は早い流れに巻き込まれ、また、養殖いかだが流失し小型船舶が転覆する。海の中にいる人は直ちに海から上がって、海岸から離れる。海水浴や磯釣りは危険なので行わない。注意報が解除されるまで海に入ったり海岸に近付いたりしない。

注) 「津波の高さ」とは、津波によって潮位が高くなった時点における潮位と、その時点に津波がなかったとした場合の潮位との差であって、津波によって潮位が上昇した高さをいう。

② 津波警報等の留意事項等

沿岸に近い海域で大きな地震が発生した場合、津波警報等の発表が津波の襲来に間に合わない場合がある。

津波警報等は、精査した地震の規模や実際に観測した津波の高さをもとに更新する場合もある。

津波による災害のおそれなくなったと認められる場合、津波警報等の解除を行う。このうち、津波の観測状況等により、津波がさらに高くなる可能性は小さいと判断した場合には、津

波の高さが津波注意報の発表基準未満となる前に、海面変動が継続することや留意事項を付して解除を行う場合がある。

(2) 津波予報

高松地方気象台は、地震発生後、津波による災害が起こるおそれがない場合には、気象庁が発表する津波予報を関係機関に通知する。

津波予報の発表基準と発表内容

	発表基準	発表内容
津波予報	津波が予想されないとき (地震情報に含めて発表)	津波の心配なしの旨を発表
	0.2m未満の海面変動が予想されたとき(津波に関するその他の情報に含めて発表)	高いところでも0.2m未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対応の必要がない旨を発表
	津波警報等の解除後も海面変動が継続するとき(津波に関するその他の情報に含めて発表)	津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入っの作業や釣り、海水浴などに際しては十分な留意が必要である旨を発表

(3) 津波に関する情報

高松地方気象台は、気象庁本庁及び大阪管区気象台が発表する津波に関する情報を関係機関に通知する。また、公衆の利便をさらに増進させるため必要があると認めた場合は、自官署で収集した資料及び状況を付加して発表することがある。

① 発表基準

- ・ 香川県に大津波警報・津波警報・注意報が発表されたとき。
- ・ その他津波に関する情報を発表することが、公衆の利便を増進すると認められるとき。

② 津波情報の種類と発表内容

	情報の種類	発表内容
津波情報	津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報	香川県に最も早く到達すると予想される津波の到達予想時刻及び予想される津波の高さを5段階の数値(メートル単位)または巨大地震の場合は、「巨大」「高い」の言葉で発表する。震源要素も併せて発表する。 気象庁防災情報XMLフォーマット電文では、「大津波警報・津波警報・津波注意報・津波予報」(VTSE41)に含まれる。
	各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報	高松検潮所、与島検潮所及び多度津検潮所における満潮時刻や津波の到達予想時刻を発表する他、香川県に最も早く到達すると予想される津波の到達予想時刻も発表する。震源要素も併せて発表する。
	津波観測に関する情報	高松検潮所、与島検潮所及び多度津検潮所で観測した津波の時刻や高さ等を発表する。(※1)
	沖合の津波観測に関する情報	沖合で観測した津波の時刻や高さ、及び沖合の観測値から推定される沿岸での津波の到達時刻や高さを津波予報区単位で発表する。(※2)
	津波に関するその他の情報	津波に関するその他必要な事項を発表する。

(※1) 津波観測に関する情報の発表内容について

- ・沿岸で観測された津波の第1波の到達時刻と押し引き、及びその時点までに観測された最大波の観測時刻と高さを発表する。
- ・最大波の観測値については、大津波警報又は津波警報を発表中の津波予報区において、観測された津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。

沿岸で観測された津波の最大波の発表内容

警報・注意報の発表状況	観測された津波の高さ	内容
大津波警報を発表中	1m超	数値で発表
	1m以下	「観測中」と発表
津波警報を発表中	0.2m以上	数値で発表
	0.2m未満	「観測中」と発表
津波注意報を発表中	(すべての場合)	数値で発表(津波の高さがごく小さい場合は「微弱」と表現)

(※2) 沖合の津波観測に関する情報の発表内容について

- ・沖合で観測された津波の第1波の観測時刻と押し引き、その時点までに観測された最大波の観測時刻と高さを観測点ごと発表する。また、これら沖合の観測値から推定される沿岸での推定値(第1波の推定到達時刻、最大波の推定到達時刻と推定高さ)を津波予報区単位で発表する。
- ・最大波の観測値及び推定値については、沿岸での観測と同じように避難行動への影響を考慮し、一定の基準を満たすまでは数値を発表しない。大津波警報又は津波警報が発表中の津波予報区において、沿岸で推定される津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」(沖合での観測値)又は「推定中」(沿岸での推定値)の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。

沖合で観測された津波の最大波(観測値及び沿岸での推定(※))の発表内容

警報・注意報の発表状況	沿岸で推定される津波の高さ	内容
大津波警報を発表中	3m超	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表
	3m以下	沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値は「推定中」と発表
津波警報を発表中	1m超	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表
	1m以下	沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値は「推定中」と発表
津波注意報を発表中	(すべての場合)	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表

(※) 沿岸から距離が100kmを超えるような沖合の観測点では、津波予報区との対応付けが難しいため、沿岸での推定値は発表しない。また、最大波の観測値については数値ではなく「観測中」の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。

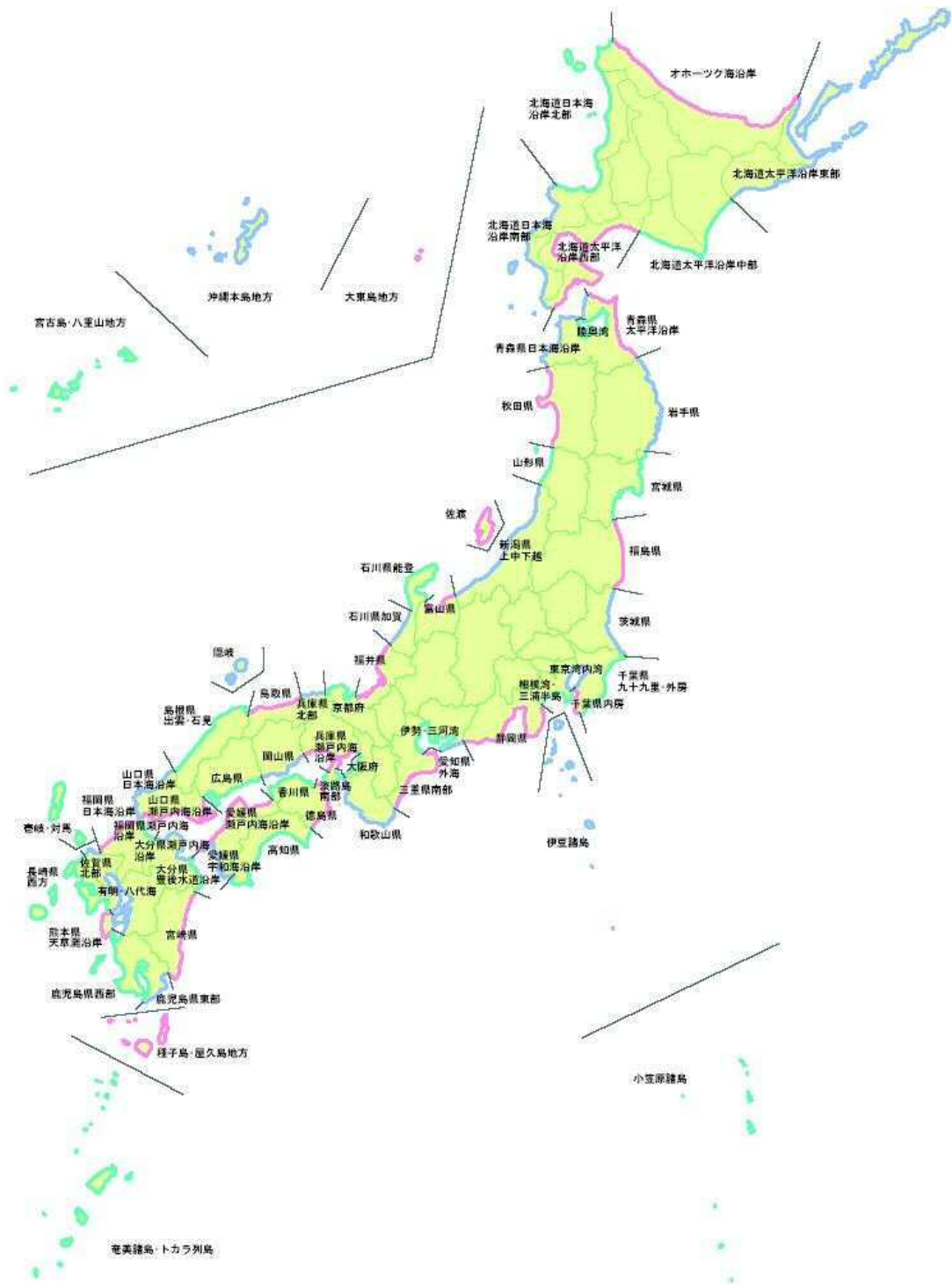
【津波情報の留意事項等】

- ① 津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報
 - ・津波到達予想時刻は、津波予報区のなかで最も早く津波が到達する時刻である。同じ予報区の中なかでも場所によっては、この時刻よりも数十分、場合によっては1時間以上遅れて津波が襲ってくることもある。
 - ・津波の高さは、一般的に地形の影響等のため場所によって大きく異なることから、局所的に予想される津波の高さより高くなる場合がある。
- ②各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報
 - ・津波と満潮が重なると、潮位の高い状態に津波が重なり、被害がより大きくなる場合がある。
- ③津波観測に関する情報
 - ・津波による潮位変化（第1波の到達）が観測されてから最大波が観測されるまでに数時間以上かかることがある。
 - ・場所によっては、検潮所で観測した津波の高さよりもさらに大きな津波が到達しているおそれがある。
- ④沖合の津波観測に関する情報
 - ・津波の高さは、沖合での観測値に比べ、沿岸ではさらに高くなる。
 - ・津波は非常に早く伝わり、「沖合の津波観測に関する情報」が発表されてから沿岸に津波が到達するまで5分とかからない場合もある。また、地震の発生場所によっては、情報の発表が津波の到達に間に合わない場合もある。

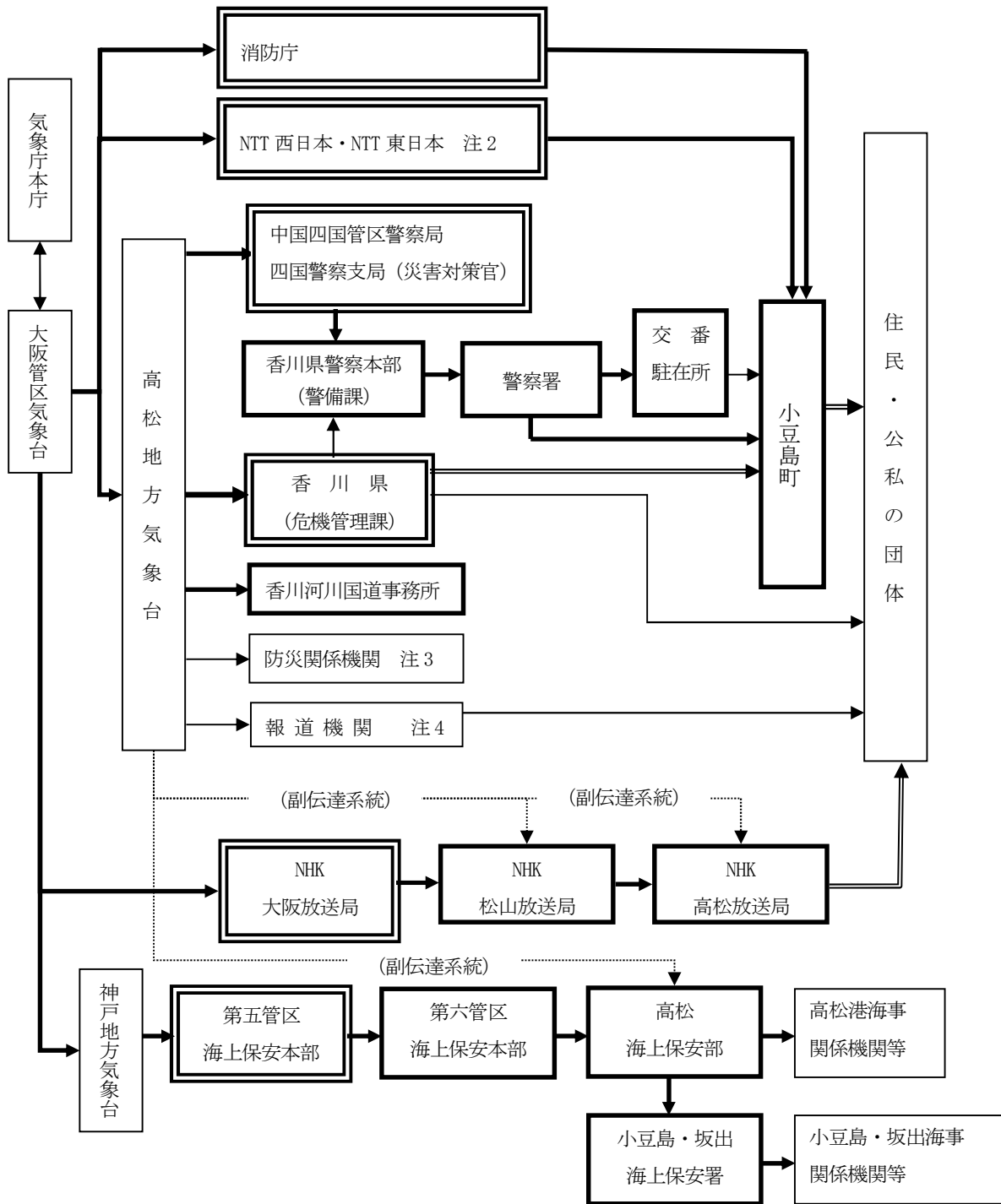
津波情報で用いる津波観測点

津波情報発表地点名称（検潮所名）	所在地	所属
高松（高松検潮所）	高松市北浜町103-1 地先	気象庁
坂出市与島港（与島検潮所）	坂出市与島町	港湾局
多度津港（多度津検潮所）	仲多度郡多度津町	港湾局

【津波予報区】

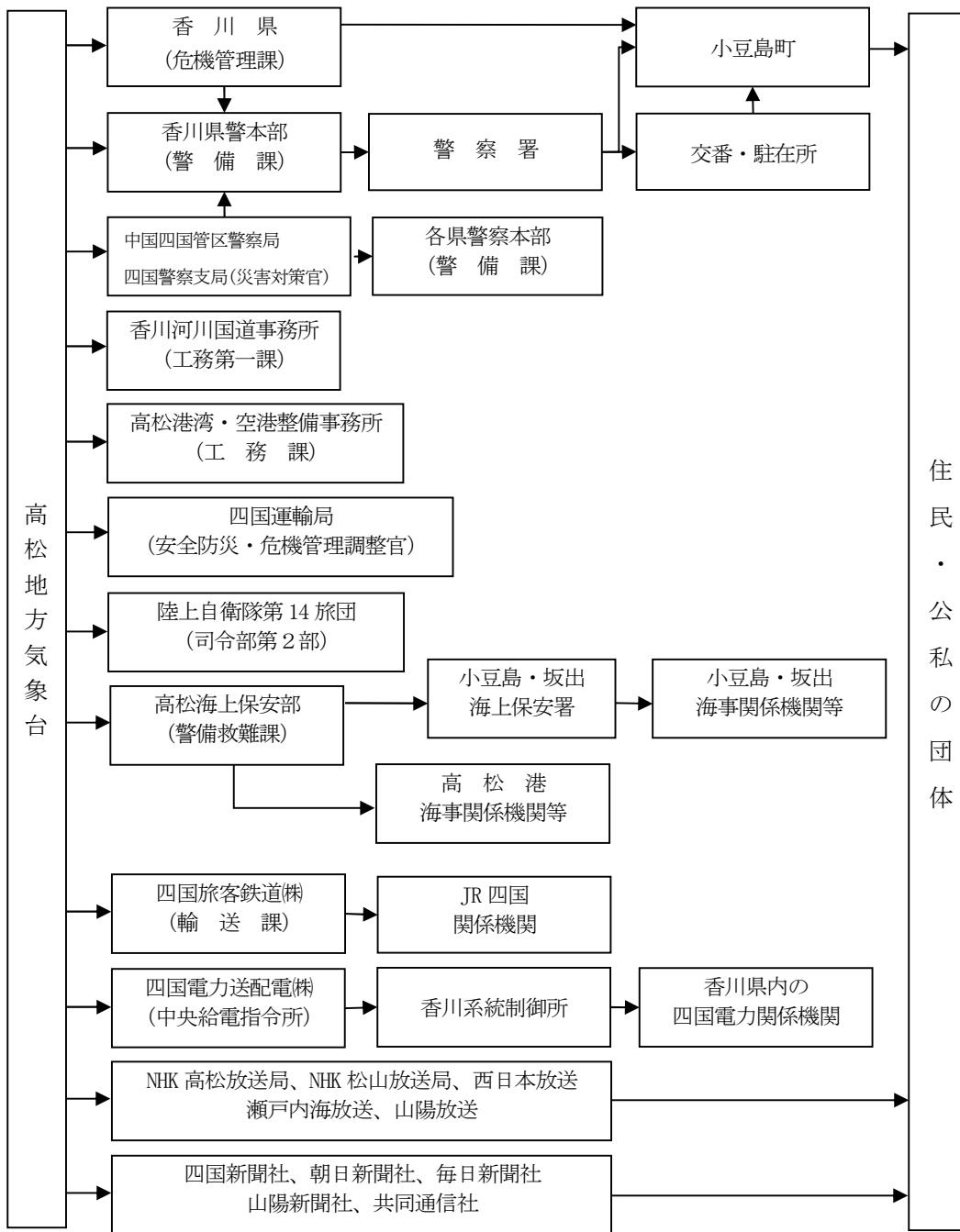


【津波警報等の伝達系統図】



- (注) 1 太線は、法令(気象業務法)に規定される伝達経路を示す。二重の太線は、特別警報に該当する大津波警報が発表された際に、通知もしくは周知の措置が義務づけられている伝達経路を示す。
- 2 NTT 西日本・NTT 東日本へは、警報の発表及び解除だけを通知する。
- 3 防災関係機関とは、高松港湾・空港整備事務所、四国運輸局、陸上自衛隊第14旅団、四国旅客鉄道(株)、四国電力送配電(株)である。
- 4 報道機関とは、西日本放送、瀬戸内海放送、四国新聞社、共同通信社である。
- 5 は、気象業務法に規定されている伝達機関である。

地震及び津波に関する情報の伝達系統図



(4) 地震解説資料

高松地方気象台は、香川県に大津波警報・津波警報・津波注意報が発表されたとき、又は関係者の依頼があり特に必要と認められるときは、地震解説資料を作成し防災関係機関に提供する。

2 県の情報収集・伝達体制等

県は、高松地方気象台から送られてきた津波警報等及び津波に関する情報等を、県防災情報システムで登録者の携帯電話端末等にメール配信するとともに、直ちに県防災行政無線により町、消防

本部等へ一斉同報する。

3 関係機関の伝達

- (1) 県警察本部は、津波警報等及び津波に関する情報の通報を受けたときは、直ちに所管の通信網により小豆警察署を通じて、関係市町等に連絡する。
- (2) 小豆島海上保安署は、津波警報等及び津波に関する情報の通報を受けたときは、直ちに船舶無線により航行船舶、操業漁船等に周知し注意を喚起するとともに、巡視船艇により港内在泊船、海上作業関係者、釣り客等に周知し、沿岸付近からの避難を勧告する。

4 住民等への伝達等

町は、大津波警報・津波警報・注意報等の通知があれば、住民等に対して携帯電話の一斉同報機能を活用した緊急速報メール配信を活用し周知する。

また、防災行政無線、全国瞬時警報システム（J-ALERT）、有線放送、CATV、広報車等を活用し、周知するとともに、大津波警報、津波警報、津波注意報が発表されたときは、直ちに、住民、漁協、港湾関係者、走行中の車両、運行中の列車、船舶、海水浴客、釣り人、観光客等にも確実に伝達できるよう、あらゆる手段をもって、緊急に避難の指示等必要な対応を行う。

(1) 津波注意報が発表されたとき

- ① 住民、漁協、港湾関係者等に注意報を伝達し、注意を呼びかける。また、海浜の遊客（釣り人、遊泳者等）に対して、避難の伝達に努める。
- ② 安全な場所から海面の監視等を行い、その結果、被害を伴う津波の発生が予想されるときは、住民等に対して、避難の勧告等必要な対応を行う。

(2) 大津波警報・津波警報が発表されたとき

直ちに、住民、漁協、港湾関係者、海浜の遊客等に対して、あらゆる手段をもって、緊急に避難の指示等必要な対応を行う。

5 異常現象発見者の通報義務等

海面の昇降等災害が発生するおそれがある異常な現象を発見した者は、遅滞なくその旨を町又は警察もしくは海上保安署に通報しなければならない。通報を受けた警察又は海上保安署は、その旨を速やかに町に通報する。

町は、この通報を受けた場合は、その旨を速やかに県（危機管理課）、高松地方気象台及びその他の関係機関に通報するとともに、住民、団体等に周知するものとする。

第5節 災害情報収集伝達計画

「地震対策編 第3章 第5節 災害情報収集伝達計画」を参照する。

第6節 通信運用計画

「地震対策編 第3章 第6節 通信運用計画」を参照する。

第7節 広報活動計画

「地震対策編 第3章 第7節 広報活動計画」を参照する。

第8節 災害救助法適用計画

「地震対策編 第3章 第8節 災害救助法適用計画」を参照する。

第9節 救急救助計画

「地震対策編 第3章 第9節 救急救助計画」を参照する。

第10節 医療救護計画

「地震対策編 第3章 第10節 医療救護計画」を参照する。

第 1 1 節 消防活動計画

「地震対策編 第 3 章 第 1 1 節 消防活動計画」を参照する。

第 1 2 節 緊急輸送計画

「地震対策編 第 3 章 第 1 2 節 緊急輸送計画」を参照する。

第 1 3 節 交通確保計画

「地震対策編 第 3 章 第 1 3 節 交通確保計画」を参照する。

第14節 避難計画

災害時において、住民等を速やかに避難させるため、適切に避難指示を行うとともに、指定避難所を開設し管理運営を行う。

総務班、保健医療民生班、文教班、農林水産商工班、各施設管理者

1 避難指示の実施

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、人命の保護、災害の拡大防止等のため、特に必要があると認めるときは、次により避難指示を行う。

また、町は、必要な場合には、県に対して、避難指示の対象地域、判断時期等について、時期を失することなく避難指示等が発令できるよう、積極的に助言を求める。

なお、避難情報の解除にあたっては十分に安全性の確認に努めるものとする。

区分	実施責任者	根拠法令	災害の種類	実施の基準	内容等
避難指示	町長	災害対策基本法第60条	災害全般について	災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人命の保護等のため特に必要があると認めるとき。	避難のための立退きの指示、必要があると認めるときは立退き先を指示 (町は県に報告)
	知事			町長が上記の事務を行うことができないとき。	
	警察官 海上保安官	災害対策基本法第61条	災害全般について	災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人命の保護等のため特に必要があると認めるときで、かつ急を要すると認める場合で、町長が指示できないと認めるとき又は町長から要求があったとき。	避難のための立退きの指示、必要があると認めるときは立退き先を指示 (町に通知)
	知事、その命を受けた職員又は水防管理者	水防法第29条	洪水、津波、高潮について	洪水、津波又は高潮の氾濫により著しい危険が切迫していると認められるとき。	避難のための立退きの指示(水防管理者のときは、当該区域を管轄する警察署に報告)
	知事又はその命を受けた吏員	地すべり等防止法第25条	地すべりについて	地すべりにより著しい危険が切迫していると認められるとき。	避難のための立退きの指示(当該区域を管轄する警察署に報告)
	警察官	警察官職務執行法第4条	災害全般について	人の生命、身体に危険を及ぼすおそれがある災害時において、特に急を要するとき。	危害を受けるおそれのある者を避難させる。(公安委員会に報告)
	災害派遣を命じられた部隊等の自衛官	自衛隊法第94条	災害全般について	上記の場合において、警察官がその場にはいないとき。	危害を受けるおそれのある者を避難させる。(防衛大臣の指定する者に報告)

2 避難情報の発令基準

(1) 避難すべき区域

原則として香川県が公表した南海トラフ地震(最大クラス津波)の津波浸水想定区域とする。

ただし、津波注意報の発表されたときは、予想される津波の高さ、津波の到達予想時刻などを勘案し、港湾施設内及び海岸堤防等より海側の地域を避難対象区域とすることもある。

(2) 具体的な基準

避難情報は以下の基準を参考に、総合的に判断して発令する。

区分	判断基準
【警戒レベル3】 高齢者等避難	<ul style="list-style-type: none"> ■以下の状況時において、地区の個別情報等より判断して実施する。 ●高潮注意報が発表されており、高潮警報に切り替える可能性が言及される場合 ●高潮注意報が発表されている状況において、台風情報で、台風の暴風域がかかると予想されている、又は台風が接近することが見込まれる場合 ●警戒レベル3 高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風が、夜間から明け方に接近・通過することが予測される場合（夕刻時点で発令） ●「伊勢湾台風」級の台風が接近し、上陸 24 時間前に、特別警報発表の可能性のある旨、気象情報や気象庁の記者会見等により周知された場合
【警戒レベル4】 避難指示	<ul style="list-style-type: none"> ■以下の状況時において、地区の個別情報等より判断して実施する。 ●高潮警報（警戒レベル4相当情報[高潮]）あるいは又は高潮特別警報（警戒レベル4相当情報[高潮]）が発表された場合 ●警戒レベル4 避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（高潮注意報が発表され、当該注意報において、夜間～翌日早朝までに警報に切り替える可能性が高い旨に言及される場合など）（夕刻時点で発令）
【警戒レベル5】 緊急安全確保	<ul style="list-style-type: none"> ■以下の状況時において、地区の個別情報等より判断して実施する。 ●潮位が危険潮位を越え、浸水が発生したと推測される場合 ●水門、陸閘等の異常が確認された場合 ●海岸堤防の倒壊や決壊が発生した場合 ●異常な越波・越流が発生した場合
避難情報の解除	<ul style="list-style-type: none"> ●高潮警報（警戒レベル4相当情報[高潮]）が解除された段階を基本として解除するものとする。浸水被害が発生した場合の解除については、住宅地等での浸水が解消した段階を基本として、解除するものとする。

2 避難情報の内容及び周知

(1) 町は、同報無線、広報車、県防災情報システムを利用した防災情報メールや緊急速報メールの配信（エリアメール等）、L アラート（災害情報共有システム）への配信、インターネット等あらゆる手段の活用により、次の事項を明らかにして、住民等に避難情報の周知を行う。

また、放送局、警察、消防団、自主防災組織などの協力を得て、周知徹底を図るものとする。

なお、情報の伝わりにくい高齢者、障がい者等の要配慮者に対しては、その特性に応じた手段で伝達を行うものとする。

- ・ 避難を必要とする理由
- ・ 避難の対象となる地域
- ・ 避難先（指定緊急避難場所、指定避難所）
- ・ 避難経路
- ・ その他必要な事項（避難に際しての注意事項、携行品など）

- (2) 県内放送事業者と県内 17 市町、県の間で「避難情報の伝達に関する申し合わせ」が平成 18 年 4 月 28 日になされたことから、この申し合わせにより、報道機関より避難情報を住民に伝達するものとする。
- (3) 町は、必要に応じて避難に関する放送を県に要請するものとする。なお、事態が急迫している場合又は県への連絡が困難な場合においては、町は直接報道機関に放送要請を行うものとする。
- (4) 住民は、町が避難情報を発したときは速やかにこれに応じて行動するものとする。
- (5) 災害発生により、町が事務を行うことができなくなった場合は、町に代わって県が、一斉同報機能を活用した緊急速報メール配信（エリアメール等）等を活用し、避難情報を配信するものとする。
- (6) 町は、避難情報の発令中は、継続的な周知を図るものとする。

4 避難誘導

町は、警察、消防機関等防災関係機関の協力を得て、避難対象地区の住民等に逃げ遅れがないよう、自主防災組織等の単位ごとに避難誘導を実施するものとする。特に、高齢者、幼児、病人、障がい者等要配慮者に対する支援や外国人、出張者、旅行者に対する誘導などについて、支援を行う者の避難に要する時間を配慮しつつ適切な対応を実施するものとする。

また、避難経路は、周囲の状況等を的確に判断して、できるだけ安全な経路を選定する。

なお、消防職団員、水防団員、警察官、町職員など防災対応や避難誘導にあたる者は、現場の状況について迅速かつ的確に判断し、自らの安全確保を図るとともに、防災関係機関は、危険が切迫している場合、必要な情報提供や措置を行うなど防災対応や避難誘導にあたる者の安全確保に努める。

町は、指定緊急避難場所や避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れることとする。

5 避難方法

住民は、次の事項に留意して避難を行う。

- ・津波が予想される時は、一刻も早く、高台等へ避難する。
- ・地震の二次災害で火災が発生した時は、風向、風速、木造住宅の密集状況から判断して、より安全な避難路、避難場所へ避難する。
- ・高齢者、障がい者、幼児など避難行動要支援者の安否確認、移動補助等を行いながら、できるだけ自治会、町内会単位の集団で避難するものとする。
- ・避難は、原則として徒歩で行うものとする。自動車は、道路混雑の原因ともなるので、できるだけ利用しない。自転車等も、道路の損壊等により危険があるので、できるだけ利用しない。

6 指定避難所の開設

- (1) 町は、地震が発生した場合は、必要に応じて、指定避難所に指定されている施設の緊急点検・巡視等を実施し、当該施設の被災状況等の把握に努めるものとする。
- (2) 町は、災害により現に被害を受け、又は受けるおそれがある者で、避難しなければならない者を一時的に收容するため、安全かつ適切な指定避難所を選定し、指定避難所を開設するものとする。また、要配慮者のため、必要に応じて、福祉避難所を開設する。

なお、被災者が被災動物を伴い避難してくることに備え、衛生面に留意しつつ、被災動物を收容するスペースを確保するよう努める。

- (3) 指定避難所は、学校、公民館その他公共施設等の既存の建物を応急的に使用する。
- さらに、高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦等の要配慮者に配慮して、被災地以外の地域にあるものを含め、旅館やホテル等を避難所として借上げるなど、多様な避難場所の確保に努めるものとする。
- なお、学校を指定避難所として使用する場合には、指定避難所としての機能は応急的なものであることを認識し、代替施設の確保に努めるなどにより、できる限り早期に閉鎖するなどして、児童生徒等の安全確保や教育活動の早期正常化を図る。
- (4) 避難生活が長期化する見通しのときは、町は、被害の少ない地域において福祉避難所を開設し、要配慮者を優先して収容するものとする。
- (5) 町は、避難所を開設する場合には、あらかじめ施設の安全性を確認するものとする。
- なお、指定避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、当該地域に指定避難所を設置・維持することの適否を検討するものとする。
- (6) 町は、指定避難所を開設したときは、速やかに被災者等にその場所等を周知するとともに、指定避難所に収容すべき者を誘導し、保護するものとする。
- また、直ちに開設の日時、場所及び期間、収容人員等を県に報告し、県は、その情報を国（内閣府等）に共有するよう努めるものとする。

7 指定避難所の運営

- (1) 町は、関係機関、自主防災組織、防災ボランティア、住民及び避難所運営について知識を有した外部支援者等の協力を得て、指定避難所を運営するものとする。その際には、あらかじめ、指定避難所の所有者又は管理者及び自主防災組織と連携して作成した、衛生、プライバシー保護その他の生活環境に配慮した指定避難所運営の行動基準に基づいて行う。
- また、役割分担を明確化し、被災者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、マニュアルの作成、訓練などを通じ、住民等が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援する。
- (2) 町は、避難者の協力を得て、負傷者、衰弱した高齢者、災害による遺児、障がい者等に留意しながら、避難者名簿を作成し、避難者情報の早期把握に努める。
- また、指定避難所で生活せず食料や水等を受け取りに来ている被災者等に係る情報の把握に努める。
- また、民生委員・児童委員、福祉事業者等は、要配慮者の居場所や安否の確認に努め、把握した情報について町に提供する。
- (3) 指定避難所においては、飲料水、食料、毛布、医薬品等の生活必需品やテレビ、ラジオ等必要な設備・備品を確保するものとする。
- (4) 指定避難所における正確な情報の伝達、食料、飲料水等の配布、清掃等については、避難者、住民、自主防災組織等の協力が得られるよう努めるものとする。
- (5) 指定避難所の運営にあたっては、良好な生活環境を確保するため、照明、換気、食事供与の状況、トイレの設置状況等の整備に努め、また、各種情報の伝達に留意するとともに、避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保状況、簡易ベッド等の活用状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師や保健師、看護師、管理栄養士等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、食料の確保、配食等の状況、し尿及びごみの処理の状況など、避難者の健康状態や指定避難所の衛生状態の把握に努め、必要な措置を講じるよう努めるものとする。

特に、高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦等の要配慮者の生活環境の確保、健康状態の把握、情報提供等には十分配慮し、必要に応じて、社会福祉施設、病院等と連携を図るものとする。

- (6) 町は、指定避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点に配慮する。特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性による配布、巡回警備や防犯ブザーの配布等による指定避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した指定避難所の運営管理に努める。

また、町は、指定避難所における性的少数者への配慮を講じるよう努めるものとする。

- (7) 指定避難所には、必要に応じて、その運営を行うために町の職員を配置するものとする。また、保健師等を派遣し、巡回健康相談等を実施するとともに、指定避難所での生活が長期にわたる場合は、感染症予防対策に努める。さらに、指定避難所の安全の確保と秩序の維持のため必要な場合には、警察官を配置するものとする。
- (8) 改正災害対策基本法では、指定避難所に滞在する被災者及び指定避難所以外の場所に滞在する被災者のそれぞれについて、その生活環境の整備等に関し適切な対応がなされるよう規定されており、国が法改正を受けて策定した「避難所における良好な生活環境の確保に関する取組指針」を踏まえ、指定避難所等における生活環境の整備にあたり平常時より必要な取組を推進する。
- (9) 町及び各指定避難所の運営者は、指定避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家等との定期的な情報交換に努めるものとする。

8 指定避難所外避難者等への配慮

町は、やむを得ず指定避難所に滞在することができない在宅避難者や車中避難者を含む指定避難所外避難者に対しても、食料等必要な物資の配布、保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供、正確な情報の伝達等により、生活環境の確保が図られるよう努める。

9 広域一時滞在

町は、災害の規模、被災住民の避難・収容状況、避難の長期化等に鑑み、町の区域外への広域的な避難及び応急仮設住宅等への収容が必要であると判断した場合において、県内の他の市町への受入については当該市町に直接協議し、他の都道府県の市町村への受入については県に対し当該地の都道府県との協議を求めるものとする。

第15節 食料供給計画

「地震対策編 第3章 第15節 食料供給計画」を参照する。

第16節 給水計画

「地震対策編 第3章 第16節 給水計画」を参照する。

第 17 節 生活必需品等供給計画

「地震対策編 第3章 第17節 生活必需品等供給計画」を参照する。

第 18 節 防疫及び保健衛生計画

「地震対策編 第3章 第18節 防疫及び保健衛生計画」を参照する。

第 19 節 廃棄物処理計画

「地震対策編 第3章 第19節 廃棄物処理計画」を参照する。

第 20 節 遺体の搜索、処置及び埋葬計画

「地震対策編 第3章 第20節 遺体の搜索、処置及び埋葬計画」を参照する。

第 21 節 住宅応急確保計画

「地震対策編 第3章 第21節 住宅応急確保計画」を参照する。

第 22 節 社会秩序の維持計画

「地震対策編 第3章 第22節 社会秩序の維持計画」を参照する。

第23節 文教対策計画

「地震対策編 第3章 第23節 文教対策計画」を参照する。

第24節 公共施設等応急復旧計画

「地震対策編 第3章 第24節 公共施設等応急復旧計画」を参照する。

第25節 ライフライン等応急復旧計画

「地震対策編 第3章 第25節 ライフライン等応急復旧計画」を参照する。

第26節 農林水産関係応急対策計画

「地震対策編 第3章 第26節 農林水産関係応急対策計画」を参照する。

第27節 二次災害防止対策計画

「地震対策編 第3章 第27節 二次災害防止対策計画」を参照する。

第28節 危険物等災害対策計画

「地震対策編 第3章 第28節 危険物等災害対策計画」を参照する。

第29節 ボランティア受入計画

「地震対策編 第3章 第29節 ボランティア受入計画」を参照する。

第30節 要配慮者応急対策計画

「地震対策編 第3章 第30節 要配慮者応急対策計画」を参照する。

第31節 被災動物の救護活動計画

「地震対策編 第3章 第31節 被災動物の救護活動計画」を参照する。

第32節 水防活動計画

津波による災害が発生し、又は発生が予想されるときは、これを警戒し、防御し、また、これによる被害を軽減するため、水防活動を行う。

総務班、土木班、消防班

1 水防活動

- (1) 町は、水防計画において、津波に係る水防活動について定めるものとする。
- (2) 河川管理者は、自らの業務等に照らし可能な範囲で、河川に関する情報の提供など町が行う水防のための活動に協力するものとする。
- (3) 町は、津波災害の発生が予想されるときは、水防計画に定めるところにより水防体制をとるものとする。
- (4) 河口部・海岸部の水門・陸閘の管理者は、津波災害の発生が予想されるときは、水防計画に定めるところにより適切な操作を行い、被害の軽減、防止に努める。
- (5) 津波の発生時における水防活動に従事する者は、自身の安全確保に留意して水防活動を実施するものとする。
- (6) 津波に係る水防活動にあたっては、水防団員自身の避難時間を確保したうえで、避難誘導等の活動を実施するものとする。

第4章 災害復旧計画

第1節 復旧復興基本計画

「地震対策編 第4章 第1節 復旧復興基本計画」を参照する。

第2節 公共施設等災害復旧計画

「地震対策編 第4章 第2節 公共施設等災害復旧計画」を参照する。

第3節 被災者等生活再建支援計画

「地震対策編 第4章 第3節 被災者等生活再建支援計画」を参照する。

第4節 義援金等受入配分計画

「地震対策編 第4章 第4節 義援金等受入配分計画」を参照する。